

動物薬事情報

～動物用医薬品に関する規制情報～

平成25年11月30日からクロラムフェニコールなど13物質を含む医薬品等は家畜には使用できません。

平成25年11月30日以降に使用した場合には、食用として出荷することができなくなります。

規制の対象となる物質（13物質）

- ①カルバドックス ②クマホス ③クロラムフェニコール
- ④クロルプロマジン ⑤ジエチルスチルベストロール
- ⑥ジメトリダゾール ⑦ニトロフラゾン ⑧ニトロフランチン
- ⑨フラゾリドン ⑩フラルタドン ⑪マラカイトグリーン
- ⑫メトロニダゾール ⑬ロニダゾール

畜産物の安全を一層確保する観点から、規制の対象となる物質を含有する未承認医薬品、愛玩動物用や観賞魚用の動物用医薬品、人用医薬品について、**獣医師が例外的に使用することも含めて対象動物への使用が禁止** されますので、ご注意ください。

対象動物(牛、馬、豚、鶏、うずら、みつばち、食用に供するための養殖水産動物)

医薬品は使用基準を守り、正しく使用しましょう。

お手元に上記13物質が含まれる医薬品がある場合は、獣医師に相談を。

例外的使用について注意してください！！

- ①愛玩動物用及び観賞魚用として承認されている動物用医薬品
- ②人用として承認されている医薬品

のうち、規制対象物質を含有するものについて、**食用として出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用を「使用禁止用途」として規定し、禁止することとされました。**

- ①愛玩動物用及び観賞魚用の動物用医薬品として用途のある3物質
(クロラムフェニコール、ニトロフラゾン、マラカイトグリーン)
を含有するもの
- ②人用医薬品として用途のある3物質
(クロラムフェニコール、クロルプロマジン、メトロニダゾール)
を含有するもの

やむを得ず当該動物用医薬品又は医薬品を対象動物に使用する場合、獣医師は、その対象動物の所有者又は管理者に対し、対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用として無期限に出荷してはいけない旨を「**出荷禁止指示書**」により指示することとなりました。

獣医師は必ず「出荷禁止指示書」による指示を！！

使用基準を守らず出荷した乳、卵などに医薬品が基準値を超えて残留していた場合、自主回収や廃棄の対象となりますのでご注意ください。

なお、平成25年11月29日以前に使用基準が定められた動物用医薬品を使用した場合の取扱いについては、改正前の使用基準が適用されます。

- ・獣医師が、特例使用に当たって、出荷制限期間指示書によりした指示については、引き続き有効。
- ・獣医師から発効された出荷制限期間指示書も引き続き効力あり。

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439
上田支所	0268-23-1630	松本	0263-47-3223
伊那	0265-72-2782	長野	026-226-0923
県庁園芸畜産課	026-235-7232		

ご相談・お問い合わせは
こちらへ